

日本計量生物学会 学生会員の資格についての申し合わせ事項

日本計量生物学会における学生会員の資格について、国際計量生物学会の基準に合わせて、次の基準を設定して運営する。

- (1) 学生会員は、大学の学部、修士課程、専門職学位課程、博士課程に在籍する学生とする。
- (2) (1)の基準を満たしても、正規雇用の職についている場合は学生会員として認めない。ただし、休職等の特別な事情があり、理事会の承認を得れば、学生会員と認めることがある。
- (3) 「聴講生」、「科目等履修生」、「研究生」、「特別研究員」等は学生会員として認めない。
- (4) 本学会に学生会員として入会する場合は、申込書とともに学生証または在学証明書のコピーを添付するものとする。
- (5) 学生会員の基準を満たしていても、本人の希望により正会員となることができる

2015年9月8日 庶務担当理事